

## 福祉専門職における情報リテラシーの課題 — 守秘義務と専門的判断に着目して —

Challenges of Information Literacy among Social Welfare Professionals  
— Focusing on Confidentiality and Professional Judgment —

新美 咲月<sup>1</sup>, 藏野 ともみ<sup>2</sup>, 相沢 卓<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 大妻女子大学共生社会文化研究所, <sup>2</sup> 大妻女子大学人間関係学部, <sup>3</sup> 大妻女子大学共生社会文化研究所

<sup>1</sup>Satsuki Niimi, <sup>2</sup>Tomomi Kurano, <sup>3</sup>Suguru Aizawa

<sup>1</sup>Institute of Inclusive Society and Culture, Otsuma Women's University

2-7-1 Karakida, Tama-shi, Tokyo, 206-8540 Japan

<sup>2</sup>Faculty of Human Relations, Otsuma Women's University

2-7-1 Karakida, Tama-shi, Tokyo, 206-8540 Japan

キーワード：守秘義務, 情報リテラシー, 専門的判断

Key words: Confidentiality, Information Literacy, Professional Judgment

### 抄録

近年, インターネットや SNS の普及, 記録の電子化, オンライン会議システムの導入などにより, 福祉専門職を取り巻く情報環境は大きく変化している. 福祉実践や養成教育の場においても, 情報は紙媒体に限らず, デジタルデータとして保存・共有・活用されることが一般化しつつある. こうした状況のもと, 福祉専門職には, 膨大な情報の中から必要な情報を適切に選択し, 評価し, 実践に活用する能力, すなわち情報リテラシーがこれまで以上に求められている.

一方で, 福祉専門職における情報リテラシーは, ICT 機器の操作能力やシステム活用能力として理解されることが多く, 情報の信頼性評価や倫理的配慮を伴う判断能力として十分に整理されているとは言い難い. 特に, 守秘義務は福祉専門職の基本的倫理として重視されてきたが, デジタル化・オンライン化が進む現代の実践環境においては, 守秘義務を知識として理解しているだけでは十分に遵守できない場面が生じている.

デジタル化は情報管理の効率化や自動化をもたらす一方で, 情報の閲覧範囲や共有経路の選択, 利用の適否に関する最終的な判断責任を専門職個人に強く委ねる側面を有している. 法制度や組織ルールは一定の基準を示すものの, 具体的な実践場面においては, それらをどのように解釈し, 状況に位置づけるかという判断が不可避となる. その結果, 「法律に沿っている」という形式的な説明のみでは十分とはいえず, 法的根拠を理解し, それを実践の文脈で運用し, 説明する力が問われている.

このように, 現代の福祉実践においては, 法・倫理・情報リテラシーの間に生じうる乖離をいかに調整するかという課題が顕在化している. したがって, 本研究は, 情報リテラシーを単なる技術的能力や倫理意識としてではなく, 法・倫理・実践の間で判断を引き受ける専門職の能力として捉え直すことを試みるものである.

守秘義務が問われる場面では, 情報の保存方法, 共有範囲, 利用の可否, さらには廃棄の在り方などについて, 状況に応じた判断が求められる. これらの判断は, 単なる倫理規範の遵守ではなく, 情報リテラシーに基づく実践的判断能力と深く結びついていると考えられる.

本研究では, 福祉専門職における情報リテラシーの概念を整理した上で, 守秘義務との関係に着目し, その課題を理論的に検討することを目的とする. あわせて, 福祉専門職養成や実践において今後検討すべき課題を明らかにする.

## 1 情報リテラシーの概念整理

### 1.1 情報リテラシーの基本概念

情報リテラシーとは、情報化社会の進展に伴い、人々が情報とどのように向き合い、意思決定を行うかという課題意識のもとで形成されてきた。また、必要な情報を適切に扱うための基礎的能力としても位置づけられてきた。情報量の急激な増大と情報技術の高度化は、情報へのアクセスを容易にする一方で、情報の質や信頼性を見極め、適切に活用する能力の重要性を高めている。情報リテラシーの定義については、これまでに国際機関や専門団体により様々な整理がなされているが、その多くに共通するのは、情報を単に取得する能力にとどまらず、情報を評価し、目的に応じて活用し、判断につなげる一連の能力として捉えられている点である。

情報リテラシーの概念を体系的に提示した代表的な定義として、米国図書館協会 (American Library Association : ALA) による定義が挙げられる。ALA は 1989 年の報告書において、情報リテラシーを「情報が必要である状況を認識し、必要な情報を探索し、評価し、効果的に活用する能力」と定義した (ALA, 1989)。この定義は、情報リテラシーを単なる情報検索技術にとどめるのではなく、判断や意思決定に関わる基盤的能力として捉えている点に特徴がある。また、ALA は情報リテラシーを備えた人間を「学び方を学んだ人」と位置づけ、生涯にわたり学習を継続するための能力として位置づけている。

また、UNESCO は、情報リテラシーを、人々が個人的、社会的、職業的、教育的目標を達成するために、情報を探索し、評価し、活用し、創出する能力として定義している (UNESCO, 2023)。この定義において情報リテラシーは、情報を得るための技術的能力にとどまらず、情報を批判的に評価し、意思決定に結びつける実践的能力として位置づけられている点に特徴がある。また UNESCO は、情報リテラシーと生涯学習を、情報社会における発展や自由を支える重要な基盤として捉えており、個人が自らの健康や教育、労働、生活に関わる重要な判断を行うために不可欠な能力であると指摘している。さらに、デジタル社会においては、情報リテラシーは ICT を活用した情報へのアクセスや情報創出能力を含み、コンピュータ・リテラシーやメディア・リテラシーと

密接に関連する概念であるとされている。

これらの定義に共通するのは、情報の「探索」「評価」「活用」という段階的プロセスを重視している点である。情報リテラシーは、①情報の必要性を認識し探索する能力、②入手した情報の信頼性や質を評価する能力、③情報を目的や状況に応じて活用する能力、④情報に基づいて判断を行う能力から構成されると整理することができる。特に、評価と判断の段階においては、情報の正確性や根拠だけでなく、倫理的配慮や社会的影響を考慮することが求められる。

一方で、ALA が学習や意思決定の能力としての側面を強調しているのに対し、UNESCO は社会参加や生涯学習、人権といった社会的文脈をより強く意識している点に特徴がある。本研究では、これらの定義を基盤としつつ、福祉専門職の実践に即した情報リテラシーのあり方について検討する。

### 1.2 福祉専門職における情報リテラシー

#### 1.2.1 オープンデータを扱う情報リテラシー

福祉専門職における判断は、不確実性が高く、単一の正解が存在しない状況下で行われることが多い。支援の対象となる利用者の生活課題は個別性が高く、社会的・心理的・環境的要因が複雑に絡み合っているため、同一の状況が反復されることはほとんどない。そのため、福祉専門職の判断は、定型的な手続きやマニュアルの適用のみでは完結せず、状況に応じた専門的判断が不可欠となる。

このような専門的判断を支える要素の一つとして、制度情報、施設情報、統計資料、研究成果といったオープンデータの適切な活用が挙げられる。とりわけ近年は、エビデンスに基づく実践 (Evidence-Based Practice : EBP) の重要性が指摘されており、ソーシャルワーク領域においても 2000 年代半ば以降、その意義が徐々に認識されるようになってきた。EBP は、実践者の経験や直感のみに依拠するのではなく、利用可能な研究成果を参照しながら専門的判断を行うことを重視する考え方である。専門職は多様化・複雑化する課題に効果的に対応することが求められ、雇用者は継続教育プログラムの提供を通して、スタッフが定められた学習目標を伴う新しい知識及び技術を獲得し、更に標準化された基準に基づき、彼ら

のパフォーマンスを評価することが要請される。これは支援の確実性、支援の標準化、並びに継続教育への参加の義務化という形での規制が進められている。さらに、支援の確実性を高めるべく測定可能なアウトカムに焦点が当てられるなか、専門職として自らのコンピテンスを証明することが求められる<sup>1)</sup>。

EBPが重視される背景には、ソーシャルワーカーが専門職として果たすべき知識形成と説明責任への要請が存在する。ソーシャルワーカーは、リサーチを通じて理論的基盤を強化し、プラクティスおよびプログラムの成果を評価する役割を担うとされている。リサーチとは、事実の発見と解釈、知識開発、ならびに理論のプラクティスへの応用を目的とする体系的な営みであり、専門職の知識基盤を支える中核的要素である。

NASWの現行倫理綱領においても、ソーシャルワーカーは新たな知識を継続的に把握し、それを批判的に検討した上で、評価およびリサーチに基づくエビデンスを実践に十分に活用することが求められている(NASW, 2021, 5.02 (c))。この点から、オープンデータを扱う情報リテラシーは、単なる情報検索技術ではなく、専門職としての説明責任や倫理的責務と結びついた能力として位置づけられる。

### 1.2.2 クローズドデータを扱う情報リテラシー

一方で、福祉専門職の判断は、オープンデータの活用のみによって成立するものではない。実践場面においては、クライアントの語りや生活史、価値観、感情表出といった非定量的で文脈依存的な情報、さらには秘匿性の高い個人情報など、クローズドデータが重要な判断材料となる。

これらの情報は、公開性や再現性が低く、第三者による検証が困難であるという特性を有している。そのため、情報の「正しさ」や「有効性」を一義的に判断することは難しく、専門職は情報の意味や位置づけを慎重に解釈することが求められる。また、これらの情報の取り扱いには、守秘義務やプライバシー保護といった倫理的配慮が不可欠であり、情報を「活用する」と「保護する」ことの両立が常に問われる。

福祉専門職における情報リテラシーは、単に情報を収集・整理する能力にとどまらず、こうしたクローズドデータの特性や限界を理解した上で、

判断にどのように組み込むかを見極める能力を含むものである。クライアントの語りをどのように解釈し、どこまでを判断根拠として位置づけるのかという営みそのものが、専門職の力量を反映する過程であるといえる。

### 1.2.3 専門的判断との統合

福祉専門職の専門的判断は、本質的に不確実性を内包し、状況依存的かつ責任の重い営みである。バートレット<sup>2)</sup>は、専門的判断について「取り扱う状況が複雑で変化していくため、実践者がそれぞれ新しい状況において個別に判断していくことが要求される」と指摘している。実践者は、自らの属する専門職の知識と価値の総体から適切な原理を選び出し、直面する状況进行评估した上で、それらを明確に適用していくことが求められる。

このような専門的判断の過程において、オープンデータとクローズドデータは相互に補完し合う関係にある。EBPは、判断に資する重要な枠組みである一方で、エビデンスの「適用」そのものを目的とするものではない。NASW倫理綱領が強調しているのも、エビデンスを批判的に検討し、専門職自身の判断を伴って活用する姿勢である。

すなわち、福祉専門職における情報リテラシーとは、利用可能な情報を無批判に適用する能力ではなく、オープンデータとクローズドデータを専門的判断の文脈の中に適切に位置づけ、個別の状況に即して統合的に活用するための基盤的能力であると理解される。この点において、情報リテラシーは専門的判断と不可分の関係にあり、不確実性の高い実践状況において判断を支える重要な基盤であるといえる。

## 2 福祉専門職における守秘義務と情報環境

### 2.1 守秘義務の意義

福祉専門職は、実践の過程においてクライアント個人に関する多様な情報に接する立場にある。これらの情報をどのように取り扱うかは、単なる業務上の注意事項ではなく、専門職倫理の中核をなす課題である。守秘義務は、クライアントの権利を保障し、信頼関係を成立させるための基盤として位置づけられる。

ここで留意すべき点として、個人情報とプライバシーは必ずしも同義ではない。個人情報保護法においては、個人情報は「生存する個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるもの」と定義されている。一方、プライバシーとは、一般に「私事を他人に知られず、干渉を受けないこと」に関わる権利として理解されており、法的に明確な定義や保護範囲が一義的に定められているわけではない。

この点について、福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインでは、クライアントの心身の状況や生活環境、支援の経過に関する記録の多くが個人情報に該当すると整理されている。しかしながら、実践の現場で扱われる情報の中には、法的な個人情報に該当するか否かにかかわらず、クライアントの尊厳や生き方に深く関わるプライバシー性の高い情報が多く含まれている。

別所<sup>3)</sup>は、個人情報には個人を識別するための「コード」と、そのコードに結びついた「情報」という二つの側面があることを指摘し、個人情報保護法がこれらを区別せず一律に扱っている点に社会的影響が生じていることを論じている。また宍戸<sup>4)</sup>は、プライバシー保護の観点からは、情報の内容やセンシティブ性に応じた取り扱いの差異が本来必要であると指摘している。さらに新保<sup>5)</sup>は、法制度上の定義と人々の実感との乖離が、いわゆる過剰反応を生む要因となっていることを示している。

これらの議論が示すように、個人に関する情報の取り扱いは、法的規制のみでは十分に整理できない側面を有している。特に福祉専門職が扱う情報は、個人の生活史や価値観、心理的背景といったプライバシー性の高い内容を含むことが多く、その取り扱いには専門職としての倫理的判断が不可欠となる。

このため、ソーシャルワーカーの倫理綱領においても、個人情報の保護にとどまらず、「プライバシーの尊重」および「秘密の保持」が重視されている。すなわち、守秘義務とは、法令遵守としての情報管理にとどまらず、クライアントの尊厳を守り、専門職としての信頼性を担保するための倫理的実践であると位置づけることができる。

## 2.2 デジタル化がもたらす守秘義務の変容

近年、福祉実践を取り巻く環境は、ICTの進展やデジタル技術の普及により大きく変化している。電子記録の導入、クラウドサービスの利用、オンライン会議システムを用いたスーパービジョ

ンや教育指導など、情報の生成・保存・共有のあり方は多様化している。このようなデジタル化の進展は、実践の効率化や情報共有の円滑化といった利点をもたらす一方で、守秘義務の実践に新たな課題を生じさせている。

従来の対面実践を前提とした守秘義務は、情報が物理的に限定された空間に存在することを暗黙の前提としていた。紙媒体の記録は、保管場所や閲覧者が比較的明確であり、情報の流通範囲も限定されていた。しかし、デジタル化された情報は、複製や転送が容易であり、意図しない第三者への漏えいや、管理主体が不明確になるリスクを内包している。すなわち、守秘義務の対象となる情報の「境界」は、デジタル化の進展によって曖昧になりつつあると言える。

また、デジタル環境においては、個人情報とプライバシー性の高い情報が容易に結びつき、再構成される可能性が高まる。前節で述べたように、個人情報保護法は個人を識別する情報を中心に構成されているが、デジタル空間では、断片的な情報であっても他の情報と結合されることで、個人の生活史や価値観といった高いプライバシー性を有する内容が浮かび上がる危険性がある。この点において、法令を形式的に遵守しているという事実のみでは、クライアントのプライバシーが十分に保護されているとは必ずしも言えない。

さらに、デジタル化が進む現場では、個人情報保護法を根拠として「できない」「扱わない」という判断が選択されやすい傾向も指摘できる。個人情報保護法は、デジタル社会を前提として整備された法制度である一方で、具体的な実践行為を一義的に指示するものではなく、専門職による状況判断と解釈を前提とする規範である。しかし実践現場においては、法的責任への不安や組織的リスク回避の意識から、情報活用を最小限にとどめる「過剰な回避」や「最小限主義」が選択される場合が少なくない。このような判断は一見すると法令遵守的であるが、専門的支援に必要な情報共有や連携を阻害する可能性も併せ持っている。オンラインでのスーパービジョンや教育指導の実施は、守秘義務の実践を個人の環境や行動に大きく依存させる側面を持つ。自宅や公共空間からの接続、私物端末の使用、通信環境の安全性など、従来は組織によって管理されていた情報環境が、専門職個人の判断に委ねられる場面が増加してい

る。これにより、守秘義務は組織的管理の問題であると同時に、専門職一人ひとりの情報の扱い方や判断能力に強く依存する課題へと変容している。

記録の作成や保管においても、デジタル化の進展により、従来とは異なる倫理的判断が求められるようになってきている。電子データは容易に複製・保存が可能であるため、意図せず記録が複数の媒体に保存される「二重保存」が生じやすい。これは情報管理上のリスク要因であるが、現場や教育の場において、その問題性が十分に認識されていない場合もある。特に養成教育や実習の場面では、利便性を優先した記録の取り扱いが、守秘義務の観点から適切であるかが十分に検討されないまま行われる可能性がある。

このように、デジタル化は守秘義務の理念そのものを否定するものではないが、守秘義務の実践のあり方を大きく変容させている。守秘義務は、もはや「情報を漏えいさせないこと」のみに還元されるものではなく、情報の生成・保存・共有・廃棄に至る一連の過程を見通し、そのリスクを評価しながら判断する実践へと拡張されているといえる。

したがって、デジタル化が進展する福祉実践においては、守秘義務を単なる法令遵守事項として理解するのではなく、情報の特性や流通過程に加え、法的根拠をどのように理解し、解釈し、実践に位置づけるかという判断能力が求められる。この点において、情報リテラシーとは、ICT操作能力にとどまらず、法律・倫理・実践を往還しながら判断を行うための基盤的能力であり、守秘義務をデジタル環境下で適切に実践するための重要な要素であると考えられる。

### 3 福祉専門職における情報リテラシーの課題

#### 3.1 情報の信頼性評価に関する課題

福祉専門職における情報リテラシーをめぐっては、情報の探索や活用に先立ち、情報の信頼性をいかに評価するかという点が重要な課題として浮かび上がる。前章までに述べたように、福祉実践の場では、学術研究に基づくエビデンス、制度・行政情報、組織内の記録、他職種からの所見、さらにはクライアント自身の語りや生活史など、性質や根拠の異なる多様な情報が同時に存在している。これらはすべて判断に影響を与えうるが、そ

の信頼性や位置づけは一樣ではない。

第一に、エビデンスに基づく実践（EBP）の浸透に伴い、研究成果や統計データが重視される一方で、それらを個別性の高い支援場面にどのように適用するかという判断が専門職に委ねられている点が挙げられる。NASW倫理綱領が示すように、求められているのはエビデンスの無条件な適用ではなく、批判的検討を伴った活用である。しかし実践の現場においては、限られた時間や資源の中で意思決定が求められる状況も多く、エビデンスの妥当性や適用範囲について十分な検討が困難となる場合がある。

第二に、デジタル化の進展により、情報の入手経路が多様化し、その信頼性を見極める負荷が増大している点である。インターネットやSNS上の情報、電子記録として蓄積された過去の支援経過、オンライン上で共有される資料などは、利便性が高い反面、作成主体や更新状況、文脈が不明確なまま参照されることも少なくない。このような情報環境においては、情報の正確性だけでなく、その生成過程や利用条件を含めて評価する視点が不可欠となる。

第三に、福祉実践において重要な判断材料となる情報の多くが、定量化や客観化が困難な性質を有している点も課題として挙げられる。クライアントの語りや価値観、生活上の意味づけといった情報は、研究データのように信頼性を外形的に示すことが難しく、評価は専門職の解釈に大きく依存する。このことは、情報の信頼性評価が単なる技術的作業ではなく、専門的判断そのものと不可分であることを示している。

以上のように、福祉専門職における情報の信頼性評価は、エビデンスの位置づけ、デジタル情報の特性、非定量的情報の扱いといった複数の課題を内包している。これらの課題は、情報リテラシーを単なる情報検索やICT活用能力として捉える限り、十分に把握することができない。次節では、これらの課題が守秘義務の実践とどのように交差し、どのような判断の困難さを生じさせているのかについて検討する。

#### 3.2 倫理的配慮と情報活用のジレンマ

福祉専門職における情報活用は、常に倫理的配慮と不可分の関係にある。特に、個人情報やプライバシー性の高い情報を多く扱う実践において

は、「有用である情報を、どこまで、どのように用いることが許されるのか」という判断が、専門職に繰り返し求められる。

前章で示したように、デジタル化の進展は、情報の保存・共有・再利用を容易にする一方で、情報の流通範囲や影響を把握しにくくしている。このような状況下では、法的には取り扱いが可能であっても、倫理的観点からは慎重な対応が求められる情報が存在する。すなわち、個人情報保護法の遵守という法的要請と、クライアントの尊厳や信頼関係を守るといった倫理的な要請との間に、緊張関係が生じると言える。

さらに実践の現場では、倫理と法律に加えて、組織ごとの運用ルールや慣行が判断に影響を与える。例えば、法律上は情報共有が可能と解釈される場合であっても、組織内の規程やリスク管理方針によって共有が制限されることがある。一方で、倫理的には支援上必要と考えられる情報であっても、法的責任の所在が不明確であることへの不安から、共有や活用が回避される場合も少なくない。

このように、倫理・法・組織ルールが必ずしも一致しない状況が、福祉実践の現場には存在している。その結果として生じるのが、「情報としては把握しているが、実際には活用できない」という状況である。この状態は、単なる知識不足や技術不足によって説明されるものではない。むしろ、複数の規範が交錯する中で、どの根拠をどのように優先し、判断として引き受けるのかが整理されていないことによって生じる場合が多い。実践においては、「法律に沿った対応である」という説明が、判断の正当化として用いられる一方で、その内実が十分に吟味されないまま、情報活用を回避する選択がなされることもある。この点において問題となるのは、情報を活用しないという選択それ自体ではなく、法的根拠や倫理的理由を検討する過程が省略され、専門職の判断が停止してしまうことである。すなわち、「法律に沿っている」という言葉が、判断の結果ではなく、判断を行わない理由として機能してしまう状況である。

したがって、福祉専門職における情報リテラシーは、単に「情報を活用する能力」として捉えられるべきではない。むしろ、情報を活用するか否かを含めて、倫理・法・組織的要請を照合し、それぞれを実践の文脈に位置づけながら判断を行う能力として捉える必要がある。法を読み、状況

に応じて解釈し、実践に結びつける力は、デジタル化が進展する福祉実践において、情報リテラシーの重要な構成要素であるといえる。

### 3.3 判断の不確実性と情報活用の困難さ

福祉専門職の判断が本質的に不確実性を内包していることは、第1章で述べたとおりである。この不確実性は、情報が不足しているから生じるのではなく、情報が十分に存在していてもなお解消されない点に特徴がある。

福祉実践において重視される情報の多くは、クライアントの語りや生活史、価値観といった非定量的で文脈依存的なものである。これらの情報は、支援の方向性を検討する上で不可欠である一方で、客観的な尺度によって評価することが困難である。また、複数の情報が相互に矛盾する場合や、いずれの情報も一定の妥当性を有している場合には、情報そのものが明確な「答え」を提示するとは限らない。

さらに、前節で示したように、福祉専門職の判断は、情報の内容だけでなく、倫理的配慮、法的根拠、組織的制約といった複数の要因を同時に考慮することを求められる。このため、情報が存在していても、それをどのように位置づけ、どの範囲で用いるかについて、明確な基準が得られない状況が生じやすい。こうした場面では、情報が判断を導く資源であると同時に、判断をより困難にする要因ともなりうる。

このような状況において、専門職は、情報を参照しつつも、最終的には自らの判断として結論を引き受けることを求められる。すなわち、情報は判断を代替するものではなく、判断を支える一つの根拠にとどまる。この点を見落とし、十分な情報が集まれば自動的に最適解が導かれると捉えることは、福祉実践の現実を過度に単純化する危険性がある。

したがって、福祉専門職における情報リテラシーの課題は、「いかに正しい情報を得るか」という技術的側面にとどまらず、情報が答えを与えない状況において、倫理・法・実践を往還しながら判断を構成する力として捉え直される必要がある。この点にこそ、他領域とは異なる福祉専門職固有の情報リテラシーの困難さが存在するといえる。

### 3.4 養成教育と現任教育の乖離

以上に示した情報リテラシーをめぐる課題は、個々の専門職の資質の問題としてのみ理解されるべきではない。むしろ、養成教育と現任教育のあり方を含めた構造的課題として捉える必要がある。

福祉専門職の養成教育においては、情報リテラシーが、ICT機器の操作能力や情報検索技術、あるいは倫理規範の理解として個別に扱われる傾向がある。しかし、実践において求められるのは、これらを統合し、不確実な状況下で判断として引き受ける能力である。この点について、養成教育で扱われやすい内容と、実践現場で求められる判断能力との間には、一定の乖離が存在していると考えられる。

また、現任教育やスーパービジョンにおいても、情報活用や守秘義務が体系的に振り返られる機会はずしも多くない。結果として、情報リテラシーは個人の経験や試行錯誤に委ねられやすく、暗黙知として蓄積されるにとどまる傾向がある。このことは、専門職間での判断のばらつきや、若手専門職の不安や萎縮を生む要因ともなりうる。

以上の点から、福祉専門職における情報リテラシーの課題は、教育と実践を横断する課題として再検討される必要がある。養成教育においては、不確実性や倫理的ジレンマを含む判断のプロセスを可視化し、現任教育においては、それを振り返り、言語化する機会を保障することが求められる。このような取り組みを通じて初めて、情報リテラシーは福祉専門職の基盤的能力として位置づけられるといえる。

## 4 まとめ及び今後の課題

本研究は、情報化・デジタル化が進展する現代の福祉実践を背景として、福祉専門職における情報リテラシーの概念を整理し、守秘義務との関係に着目しながら、その課題を理論的に検討することを目的としてきた。

検討の結果、福祉専門職における情報リテラシーは、ICT機器の操作能力や情報検索技術といった技術的側面にとどまるものではなく、不確実性の高い実践状況において、情報を専門的判断の文脈に位置づけ、活用するか、あるいはあえて用いないかという判断を引き受けるための基盤的能力として理解される必要があることが明らかと

なった。すなわち、情報リテラシーとは、情報の探索・評価・活用という一連の過程を通じて専門職の判断を支える能力であり、判断そのものを代替するものではない。

また、守秘義務との関係に着目した検討からは、デジタル化の進展により、情報の生成・保存・共有・廃棄の在り方が多様化し、守秘義務の実践が従来以上に専門職個人の判断に依存するものへと変容していることが示された。電子記録やオンライン環境の普及は、実践の効率化や利便性をもたらす一方で、情報の流通範囲や影響を把握しにくくし、判断の結果に対する責任を個々の専門職に集中させる側面を併せ持つ。このような状況において、守秘義務は、形式的な規則遵守としてではなく、情報の特性や利用過程を踏まえ、倫理的・法的根拠に基づいて判断を構成し、その判断を説明可能な形で引き受ける実践として再定義される必要がある。

さらに、本研究では、福祉専門職における情報リテラシーの課題として、情報の信頼性評価の困難さ、倫理的配慮と情報活用のジレンマ、判断の不確実性、ならびに養成教育と現任教育の乖離といった多面的な問題が相互に関連して存在していることを示した。特に、情報が十分に存在していてもなお判断が容易にならないという福祉実践の特性を踏まえると、情報リテラシーを「正しい情報を得る能力」として単純化することは適切ではない。むしろ、情報が答えを与えない状況において、法律・倫理・実践の間で判断を構成し、その結果を専門職として引き受ける能力こそが、福祉専門職に固有の情報リテラシーの中核であるといえる。

以上より、本研究は、福祉専門職における情報リテラシーを、単なるICTスキルや倫理意識の問題としてではなく、専門職が高度な判断責任を担う存在として求められる能力そのものに関わる課題として位置づけ、その構造を明らかにした点に意義を有する。また、情報リテラシーの問題を個々の専門職の資質や努力に還元するのではなく、養成教育および現任教育を含む教育・実践の構造的課題として捉え直した。

今後の課題として、第一に、福祉専門職養成教育における情報リテラシー育成の具体的方策を検討する必要性が挙げられる。本研究は理論的整理を中心とした検討にとどまっており、専門職が情

報を判断の根拠として「理解し、用い、説明する力」をどのように教育的に育成しうるのかについては、十分に明らかにできていない。

養成教育の中核をなす福祉実習は、学生が初めて実践現場の情報環境に直面し、守秘義務や情報活用を具体的行為として経験する場である。実習記録の作成・保存、メモの取り扱い、指導者やスーパーバイザーとの情報共有といった場面は、情報リテラシーと守秘義務が最も具体的に交差する局面であり、判断の不確実性を伴う学習が生じやすい。この点において、福祉実習は、情報リテラシーを知識として理解させるだけでなく、判断として引き受ける力を育成する重要な教育機会であると考えられる。

第二に、情報リテラシー育成を、養成教育と現任教育を分断されたものとしてではなく、連続的な学習過程として捉える視点が求められる。現行の教育や研修においては、情報リテラシーが断片的に扱われ、実践における判断の根拠やプロセスが十分に言語化・共有されていない現状がある。実習教育やスーパービジョンの場を、情報の扱い方や判断の理由を振り返り、法的・倫理的根拠とともに言語化する機会として位置づけ直すことは、養成教育と現任教育を接続する上で重要である。

第三に、今後は理論的検討に加え、具体的な教育実践や指導場面を対象とした実証的研究が求められる。実習における記録管理の実態、オンライン環境下での指導や情報共有の方法、スーパービジョンにおける判断の扱われ方などを分析することにより、情報リテラシー育成の具体的課題と可能性を、より実践的な水準で明らかにすることが可能となる。

以上の課題を踏まえ、今後は福祉実習教育に焦点を当て、記録管理や帰校日指導等に注目しながら、情報リテラシー育成の実践的側面について検討する。整理された課題を実習教育という具体的な教育実践の文脈に接続することで、福祉専門職における情報リテラシーを、理念や規範にとどまらない、判断責任を担う専門職能力として再定位することを今後の課題とする。

## 引用文献

- 1) 古川孝順「エンサイクロペディア社会福祉学 第2編」中央法規 2025 P448-449
- 2) H・M・バートレット「社会福祉実践の共通基盤」ミネルヴァ書房 1978 P152-153
- 3) 別所直哉「ICT・AI時代の個人情報保護」一般社団法人金融財政事情研究会 2020 P22
- 4) 同上書 P8
- 5) 新保史生「ネットワーク社会における個人情報・プライバシー保護のあり方」電子情報通信学会 基礎・境界ソサイエティ 6巻3号 2013 P201

## 参考

- 1) 公益財団法人介護労働安定センター (2023). 介護労働実態調査.
- 2) 公益社団法人日本社会福祉士会 (2020). 社会福祉士の倫理綱領.
- 3) 公益社団法人日本社会福祉士会 (2021). 社会福祉士の行動規範.
- 4) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (2018). 精神保健福祉士の倫理綱領.
- 5) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (2020). 精神保健福祉士業務指針第三版.
- 6) ALA (1989.10) Presidential Committee on Information Literacy: Final Report <https://www.ala.org/acrl/publications/whitepapers/presidential>
- 7) UNESCO (2023.4). *Information literacy*. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. <https://www.unesco.org/en/ifap/information-literacy>
- 8) nasw (2021) The NASW Code <https://www.socialworkers.org/>